

〔事業の目的〕

国民健康保険法に基づき「組合被保険者の疾病、負傷若しくは出産又は死亡等」に関する保険給付と各種保健事業（健康診断等）を実施し、被保険者及び高齢組合員の健康保持増進に努めることを目的とします。

〔事業運営費用〕

組合事業運営の費用は、被保険者及び高齢組合員が負担する保険料と国庫補助金が主な財源です。

〔被保険者等の構成〕

区 分	加 入 要 件	被保険者資格
第 1 種 組 合 員 (75 歳未満)	医療及び福祉の事業又は業務に従事する熊本県医師会々員	有
後期高齢組合員 (75 歳以上)	//	無
第 1 種 家 族	第 1 種及び後期高齢組合員の世帯に属する方(75 歳未満)	有
第 2 種 組 合 員	第 1 種組合員の医療機関に勤務している方(75 歳未満)	有
第 2 種 家 族	第 2 種組合員が世帯主の世帯に属する方(75 歳未満)	有

※高齢組合員は、後期高齢者広域連合の被保険者であり、医師国保では組合員の資格のみを有する。

〔被保険者の資格〕

上記の要件を満たし、且つ、熊本県内の市町村及び下記の地区に住所を有する方。

（被用者保険該当者を除く）

福 岡 県：福岡市、春日市、大野城市、大宰府市、筑紫野市、久留米市、みやま市、筑後市
大牟田市

佐 賀 県：鳥栖市、基山町

鹿児島県：鹿児島市、薩摩川内市、出水市

加入・喪失

1. 加 入

第 1 種 組 合 員 加入申込書・保険料差引口座念書・給与証明書（確定申告書(写),源泉徴収票(写)）
同意書（勤務医を除く：審査支払機関が診療報酬情報を提供するため）

高 齢 組 合 員 加入申込書・保険料差引口座念書

上 記 家 族 加入申込書・住民票（配偶者を除く 18 歳以上の場合）

第 2 種 組 合 員 加入申込書・健康診断書（様式は任意）

上 記 家 族 加入申込書・住民票（世帯全員が記載されているもの）

2. 喪失

- 第1種組合員 資格喪失届・被保険者証（全員分）
- 高 齢 組 合 員 資格喪失届（全員分）
- 第2種組合員 資格喪失届・被保険者証（本人・家族分）
- 家 族 資格喪失届・被保険者証（該当者分）

※ 原則として組合が受理した日が加入・喪失の日付となりますので、手続は速やかをお願いいたします。（資格喪失の場合は、喪失日の翌日より資格がなくなります。）

※ 第1種組合員で後期高齢者医療広域連合の被保険者となられる方(75歳の誕生日より移行)は、ご希望により組合員資格を継続できます。（保険料(組合費)月額 2,000 円）

○ 後期高齢者医療制度と医師国保組合

後期高齢者医療制度の施行に伴い、医師国保組合に加入されている75歳以上のすべての方は、都道府県が設置する「後期高齢者医療広域連合」の被保険者として加入することになり、「後期高齢者医療広域連合」に医療保険料を納め、そこから医療給付を受けることになります。世帯主である第1種組合員の医師国保組合の資格が無くなると、家族や第2種組合員（従業員）も、当然、医師国保組合の被保険者資格が無くなることになります。

しかし、第1種組合員については、後期高齢者医療広域連合の「被保険者」でありながら、医師国保組合の「組合員」としての資格を継続することで、75歳未満の家族及び第2種組合員の方々は、引き続き医師国保組合の被保険者として残ることができます。

75歳の誕生日を迎えられる第1種組合員の先生方には、その都度、組合員継続の意向調査をいたします。